

ประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน
ที่ 10/2567
เรื่อง แก้ไขเพิ่มเติมประเภทกิจการเป้าหมายในพื้นที่เขตพัฒนาเศรษฐกิจพิเศษชายแดน
ตามประกาศคณะกรรมการส่งเสริมการลงทุน ที่ 19/2565

非公式訳
投資委員会布告
第 10/2567 号
件名：投資委員会布告第 19/2565 号に基づく
特別経済開発区における対象業種の改定増補

仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 19/2565 号「特別経済開発区における投資奨励措置」に引き続き、

特別経済開発区における現状および将来の傾向に応じて積極的な投資促進戦略を推進するため、

投資委員会は仏暦 2520 年（1977 年）投資奨励法第 16 条の権限に基づき、
仏暦 2565 年（2022 年）12 月 8 日付投資委員会布告第 19/2565 号「特別経済開発区における投資奨励措置」巻末の業種 6.4.4.1、6.4.5 および 6.5.3.2 において業種および条件を以下の通り改定し発布する。

対象事業／業種	条件
6.4.4.1 クリーンルーム規格の認証を受けた無菌プラスチック包装材 (Aseptic Plastics Packaging) の製造	法人所得税免除の恩典を利用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7、米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上、それらに相当する国際規格の認証を取得すること。なお、法人所得税免除の恩典を使用しない場合は、操業開始期限日までに当該認証を取得すること。
6.4.5 静電防止プラスチック包装材 (Antistatic Plastics Packaging) の製造	法人所得税免除の恩典を利用する前に、クリーンルーム基準 ISO14611 レベル 7、米国連邦規格 209 E クラス 10000 以上、それらに相当する国際規格の認証を取得すること。なお、法人所得税免除の恩典を使用しない場合は、操業開始期限日までに当該認証を取得すること。
6.5.3.2 海外からの紙屑を一部もしくは全部使用する場合のリサイクルパルプ、および同一プロジェクトの製品の製造	奨励を取り消す。

なお、只今より有効とする。

発布日：仏暦 2567 年（2024 年）6 月 28 日

ピチャイ・チュンハバジラ

(ピチャイ・チュンハバジラ)

副首相

投資委員会委員長